

「被扶養者資格確認調査」にご協力ありがとうございました

扶養手当の支給対象者になっていない被扶養者の方を対象に実施しました『被扶養者資格確認調査』にご協力いただきありがとうございました。

調査の結果、調査対象者2,025名中123名が、被扶養者資格認定取り消しとなりました。認定取り消し事由のほとんどは、「収入額が認定限度額を超えていたことによるもの」また「就職により他の医療保険(社会保険等)に加入されていたことによるもの」です。

このため、組合員の皆さまが、ご家族(被扶養者)の方々の収入状況をいつも正確に把握し、被扶養者資格認定要件に該当しなくなった場合は、勤務先の共済事務担当者の方を通じて、早急に取り消し手続きを行っていただきますようお願いいたします。(遡及して認定取り消しをした場合、その間に医療機関で受診した医療費等は返還請求することになります。)

なおこの調査は、毎年7月から9月にかけて実施いたします。来年度の調査にも調査該当被扶養者の方の収入に応じて、「確定申告書(収支内訳書等含む)の写し」、「直近の年金改定通知書・年金振込通知書等の写し」、「給与支給明細書等の写し」等々が必要となりますので、大切に保管しておいてください。

今後もご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

参考

被扶養者資格認定限度額について

- 60歳未満の者……………130万円未満
- 障害を支給事由とする年金受給者……180万円未満
- 60歳以上での年金受給者……………180万円未満

『共済事務研修会』を開催しました

去る平成21年10月15日、奈良県市町村会館8階大研修室にて「共済事務研修会」を下記日程表のとおり開催しました。

今回の研修では、組合員の就職から退職、年金受給をするまでに組合員とその被扶養者を含め共済事業・給付等とのかかわり、またその際、どのような手続きを行うのかなど、テーマを「ライフイベント」に絞り研修しました。

今後におきましても、研修方法や内容を工夫し、円滑な共済事務手続きの一助となるよう努めてまいります。

ご参加いただきました共済事務担当者の方々には、公務が多忙の中ご出席ありがとうございました。

共 済 事 務 研 修 会

～ライフイベント(資格取得から退職、年金受給まで)にかかわる共済事業について～

時 間	内 容	担当課
9:50～10:00	受 付	
10:00～10:05	開 会	
10:05～10:15	「ライフイベント」共済事業のご案内について	総務課
10:15～11:30	「ライフイベント」資格関係・調定関係・短期給付事業について	保険課
11:30～13:00	休 息	
13:00～14:15	「ライフイベント」年金事業について	年金課
14:15～15:30	「ライフイベント」保健事業・貯金事業・貸付事業について	福祉課
15:30～16:10	「i-NARA0909 共済組合例規・財務・事務ヘルプ集」について	情報システム管理室
16:10～16:25	質疑応答	
16:25～16:30	閉 会	

